

風力発電事業者のみなさまへ

(九州各県放送事業者からのお願い)

風力発電事業者の皆様におかれましては、放送事業に多大なるご理解をいただきありがとうございます。
ございます。

さて、私ども放送事業者は、災害対策基本法に基づく指定(地方)公共機関としての重要な役割を担っており、放送に関わる受信障害については、防災・減災の観点からも避けなければなりません。

しかしながら、電波法が規定している伝搬障害防止区域(※)以外においては、電波法による法的な規制がないことから、風力発電事業者の皆様と放送事業者間での情報が共有されず、過去に風力発電施設の影響によるテレビの受信障害が発生した事例があります。

これらの障害は、地上デジタル放送の中継局間や中継局から各家庭に届く電波が風力発電機の風車により遮蔽されたことが原因で、広範囲にわたり受信障害が発生しテレビが映らなくなるというものです。(裏面参照)

以上のことを踏まえ、**風力発電事業者の皆様が配慮書を作成するなど計画の初期段階で放送事業者へ情報をご提供**いただき、テレビの受信障害を未然に防止したいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。なお、九州各県の放送事業者の連絡先は、以下のとおりです。

※電波法が規定している伝搬障害防止区域【伝搬障害防止区域の指定等の根拠条文:電波法第102条の2～第102条の10】

890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の重要無線通信(放送、警察、消防等)に対して電波障害が発生することのないよう、工作物(ここでは風力発電用の風車を含む。)について必要な手続き等が定められています。

放送事業者連絡先

福岡地上デジタル放送技術連絡会

NHK福岡放送局	送受信技術	092-724-2833	平日9時30分～18時
RKB毎日放送(株)	技術推進部	092-852-6607	平日9時30分～17時30分
九州朝日放送(株)	技術管理部	092-752-5155	平日10時～18時
(株)テレビ西日本	放送技術部	092-852-5516	平日9時30分～17時30分
(株)福岡放送	技術部	092-532-1420	平日9時30分～17時30分
(株)TVQ九州放送	送信技術部	092-262-0081	平日10時～18時

佐賀地上デジタル放送技術連絡会

NHK佐賀放送局	送受信技術	0952-28-5022	平日10時～18時
(株)サガテレビ	技術部	0952-25-9072	平日9時30分～17時30分

長崎地上デジタル放送技術連絡会

NHK長崎放送局	送受信技術	095-821-3232	平日10時～18時
長崎放送(株)	技術管理部	095-820-1070	平日10時～18時
(株)テレビ長崎	放送技術部	095-827-8188	平日9時30分～17時30分
長崎文化放送(株)	技術部	095-843-7005	平日10時～18時
(株)長崎国際テレビ	技術部	095-820-3218	平日10時～18時

熊本地上デジタル放送技術連絡会

NHK熊本放送局	送受信技術	096-326-8217	平日10時～18時
(株)熊本放送	技術部	096-328-5692	平日9時30分～17時30分
(株)テレビ熊本	技術管理部	096-351-1178	平日10時～17時
(株)熊本県民テレビ	技術部	096-363-6140	平日9時30分～17時
熊本朝日放送(株)	技術部	096-359-9018	平日9時30分～18時

大分地上デジタル放送技術連絡会

NHK大分放送局	送受信技術	097-533-2800	平日10時～18時
(株)大分放送	放送技術部	097-558-1111	平日9時～17時
(株)テレビ大分	技術部	097-532-9111	平日9時30分～17時30分
大分朝日放送(株)	技術部	097-538-6111	平日9時30分～18時

宮崎地上デジタル放送技術連絡会

NHK宮崎放送局	送受信技術	0985-32-8136	平日10時～18時
(株)宮崎放送	放送技術部	0985-27-1552	平日9時～17時
(株)テレビ宮崎	技術部	0985-31-5233	平日10時～17時

鹿児島地上デジタル放送技術連絡会

NHK鹿児島放送局	送受信技術	099-805-7084	平日10時～18時
(株)南日本放送	技術部	099-254-7121	平日10時～17時
鹿児島テレビ放送(株)	技術部	099-285-8807	平日10時～17時
(株)鹿児島放送	放送技術部	050-3816-6813	平日10時～17時
(株)鹿児島讀賣テレビ	技術部	099-285-5587	平日10時～17時

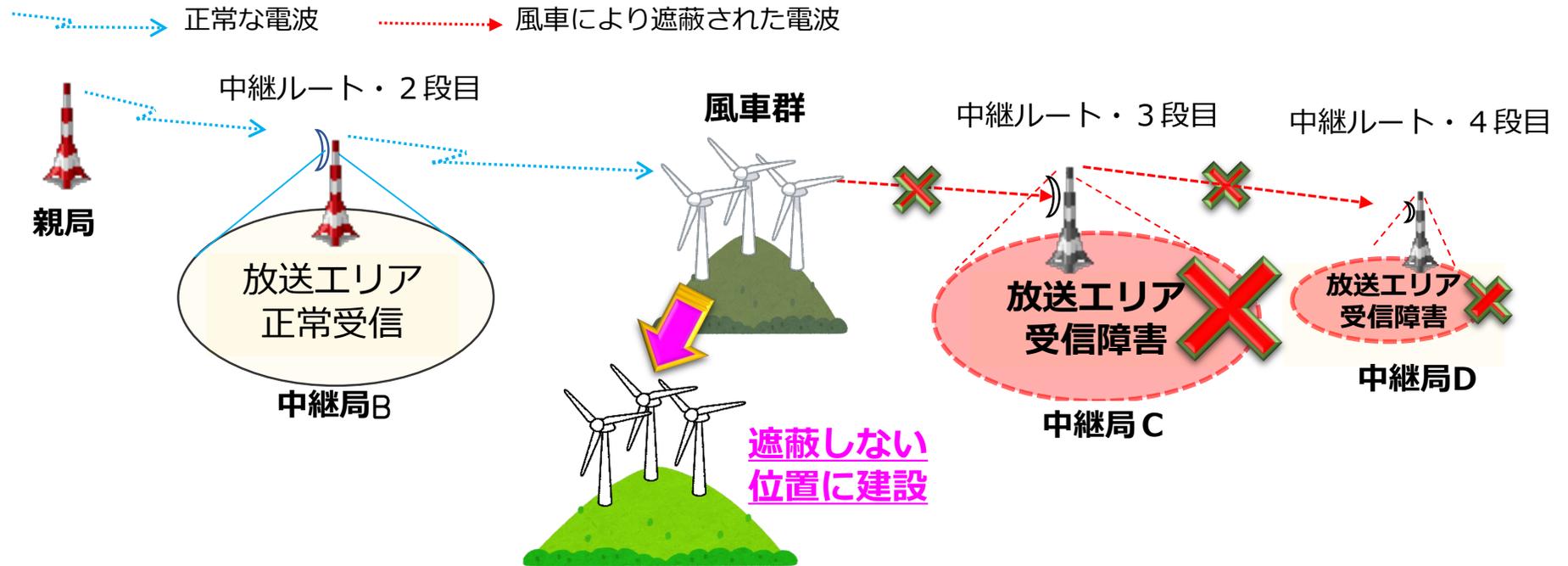
各県の地上デジタル放送技術連絡会は、地上デジタル放送に関する技術的検討及び環境整備等の活動を行うことを目的に、各県のテレビ放送事業者と九州総合通信局、県（特別会員）が設立した組織です。

九州総合通信局放送課：096-326-7873 平日8:30～17:15

風車群による地上デジタル放送の受信障害例と救済方法

1. 中継局間の電波が風車群により遮蔽された場合

中継局Bと中継局Cとの間の風車群により電波が遮蔽された場合、これ以降の中継局放送エリアの視聴者は、地上デジタル放送が受信できなくなる。



【救済方法】

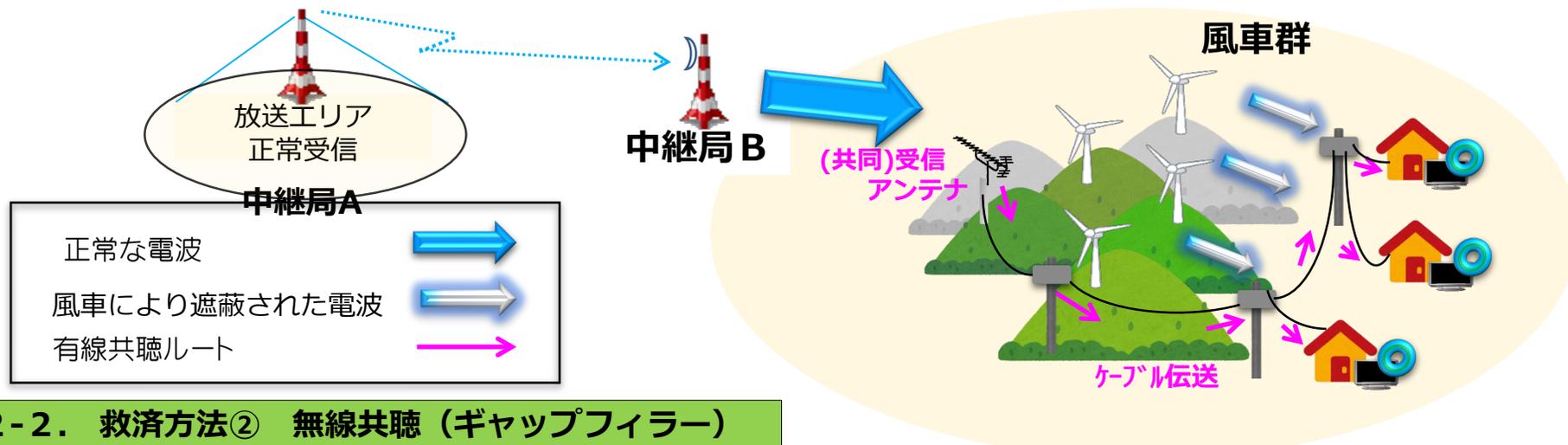
風車群建設の詳細な事前検討を実施し、地上デジタル放送中継局間の電波を遮蔽しない位置に風車群を建設する。

2. 中継局エリアの電波が風車群により遮蔽された場合

風車群により、中継局 B 放送エリアの電波が風車群により遮蔽された場合、放送エリアの一部の視聴者は地上デジタル放送が受信できなくなる。

2-1. 救済方法① 有線共聴（ケーブル）

風車の遮蔽を受けない場所に（共同）受信アンテナを設置し、障害を受けている家庭にケーブル伝送して救済する。



2-2. 救済方法② 無線共聴（ギャップファイラー）

風車の遮蔽を受けない場所で受信し、障害を受けている家庭の近くで再送信して救済する。

